

4 収入要件

4.1 支援対象となる収入要件

- 家計急変事由発生後 3 か月分 (※1) の収入状況等を用いて **推計した世帯年収が約 590 万円未満相当** (※2) になる場合に対象となります。

※1 入学前に家計急変事由が発生した場合など、家計急変事由が発生してから 4 か月以上経過している場合は、申請月 (既に就学支援金を受給しており、月の初日より後に申請している場合は、その翌月) の前 3 か月分。収入状況確認時は、直近の原則 6 か月分。

※2 両親・高校生・中学生の 4 人家族で、両親の一方が働いている場合の目安。

- 上記の世帯年収は目安であり、実際には、家計急変事由が発生した保護者等について、以下のとおり「**算定基準額に相当する額**」を計算します。

<計算式>

〔算定基準額に相当する額〕

$$\begin{aligned} &= \text{〔①市町村民税の課税標準額に相当する額〕} \times 6\% \\ &- \text{〔②市町村民税の調整控除の額に相当する額〕} \end{aligned}$$

※政令指定都市の場合、「市町村民税の調整控除の額に相当する額」に 3/4 を乗じる。

※生徒本人が早生まれ (誕生日が 1 月 2 日から 4 月 1 日までの間) であり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも 1 年遅くなる場合は、「市町村民税の課税標準額に相当する額」から 33 万円を控除する。

- ・ 「①市町村民税の課税標準額に相当する額」は以下のとおり計算します。

<計算式>

〔市町村民税の課税標準額に相当する額〕

$$\begin{aligned} &= \text{〔ア 合計所得金額に相当する額〕} \\ &- \text{〔イ 所得控除の額に相当する額〕} \end{aligned}$$

➤ 「ア 合計所得金額に相当する額」は、別添資料 6 「**年収推計シート**」に金額を入力して計算します。

➤ 「イ 所得控除の額に相当する額」は、学校や都道府県で個人番号又は課税証明書により確認した直近 (※) の所得控除合計額を使用します。

※ 4～6 月支給分については前年度、7～3 月支給分については当年度の税情報を指す。

- ・ 「②市町村民税の調整控除の額に相当する額」は、学校や都道府県で個人番号又は課税証明書により確認した直近 (※) の市町村民税の調整控除の額を使用します。

※ 4～6 月支給分については前年度、7～3 月支給分については当年度の税情報を指す。